

改正後

現行

(削除)

水巻町児童少年相談センター設置及び運営条例

(目的)

第1条 この条例は、未成年者にかかる虐待、いじめ、不登校、引きこもり及び非行等を防止し、その健全な育成を図るために水巻町児童少年相談センターを設置し、あわせて運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 水巻町児童少年相談センター（以下「相談センター」という。）

位置 福岡県遠賀郡水巻町古賀二丁目5番8号

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 未成年者 民法（明治29年法律第89号）に規定する20歳未満の者をいう。
- (2) 児童虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。

(業務内容)

第4条 相談センターは次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 児童虐待の防止に関する業務

- イ 児童虐待にかかる相談、紹介等に関すること。
- ロ 児童虐待及び児童虐待に陥ると思われる児童の不安・不適切養育介護の発生の把握に関すること。
- ハ 関係機関との連携による児童虐待の早期発見、早期対策のための支援及び援助に関すること。
- ニ 啓発等に関すること。

(2) いじめ、不登校、引きこもり、非行等の防止に関する業務

- イ 指導及び相談に関すること。
- ロ 調査、研究及び資料の収集に関すること。
- ハ 関係機関、団体等との連携及び協力に関すること。
- ニ 水巻町青少年問題協議会に関すること。
- ホ その他未成年者の健全育成に関すること。

(子どもネットの設置)

改正後

現行

(削除)

第5条 第4条の規定による業務を円滑に実施するために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、相談センターに水巻町いきいき子どもネット（以下「子どもネット」という。）を設置する。

2 子どもネットは、35名以内の委員をもって組織する。

3 子どもネットの委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 保健・医療関係の代表者

(2) 教育関係機関の代表者

(3) 福祉関係機関の代表者

(4) 司法関係機関の代表者

(5) 議会・行政職員

(6) その他教育委員会が必要と認める者

4 子どもネットに、会長及び副会長を置く。

5 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(会長の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、子どもネットを代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 子どもネットの会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第9条 子どもネットの事務局は、相談センターに置く。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員の報酬及び費用弁償は、水巻町特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第9号）により支給する。

(職員)

第11条 相談センターに所長その他必要な職員を置く。